



問合せ 高年介護課 ☎ 35-3178

高齢者

高齢者住宅の 屋根融雪装置設置を 助成します



高齢者が住み慣れた自宅ですら、いつまでも健やかな生活ができるように、住宅改修費用を助成します。
※工事前に申請が必要です

対象 次の全てを満たす世帯

- ① 市内在住で65歳以上の高齢者
 - ② 市税の滞納がない
- ※原則、同一敷地内に二親等内の親族(子、孫、兄弟など)が住んでいる場合は対象外

※過去にこの助成を受けている場合は対象外となる可能性あり

助成限度額

生計中心者の市民税の額により決定
(最高60万円まで)

対象となる工事

- ① 電気やボイラーなどで屋根の雪を融雪する装置の設置
- ② 屋根にネット状のものを設置し自然の力で屋根雪を融雪する装置の設置

注意事項

- ・ 市内に本社、支社、営業所などがある業者に工事をお願いしてください
- ・ 既に着工している場合や、新築や増築する部分については助成できません

「私の終活ノート」をご活用ください

これまでの人生、これからの人生への「自分の想い」を記載する「エンディングノート」を無料で配布しています。これまでの人生を振り返り、自分自身の情報、家族などへの想いを残すきっかけとしてご利用ください。

問合せ 高年介護課

☎ 57-5200



インターネットで介護認定申請などの 手続きができます

電子申請に必要なもの

- ① マイナンバーカード (署名用電子証明書付き)
 - ② マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン、またはマイナンバーカード読み取り用のICカードリーダー、アダプターとパソコン
- ※マイナンバーカードの暗証番号が必要

対象となる手続き

- ① 要介護・要支援認定の申請、更新申請、状態区分変更申請
- ② 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)の届出
- ③ 負担割合証の再交付申請
- ④ 介護保険被保険者証の再交付申請
- ⑤ 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ⑥ 介護保険負担限度額認定申請

- ⑦ 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
 - ⑧ 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
 - ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請
- 申請方法**

- ① マイナポータルホームページ内「手続の検索・電子申請」へアクセス
- ② 「高山市」を選択し、キーワード検索で「介護保険」を検索

- ③ 表示された手続の中から、申請する手続を選択
- ④ 「申請する」画面から、指示に従って入力し申請

※窓口や郵送での届出も、これまでどおり受け付けます

マイナポータルHP

<https://my.na.go.jp/>

